

平成27年度滋賀県環境審議会総会 会議概要

- 1 開催日時 平成27年(2015年)6月22日(月) 10時00分～12時10分
- 2 開催場所 滋賀県庁新館7階大会議室(大津市京町四丁目1番1号)
- 3 出席委員 石谷委員、鵜飼委員、奥田委員、小畑委員、金子委員、河瀬委員、菊池委員、来田委員、桑野委員、籠谷委員、芝原委員、清水委員、須藤委員、関委員(代理)、辻委員、辻村委員、東野委員、鳥塚委員、中委員、中西委員、中村委員、西川委員、秀田委員(代理)、福井委員、福原委員、藤井委員、藤澤委員、松井委員、松浦委員、丸尾委員、村上委員(代理)、森澤委員、谷内委員、山川委員、山田委員、吉積委員(以上36名)
- 4 議題
 - (1) 1,4-ジオキサンに係る暫定排水基準のあり方について(諮問)
 - (2) 環境審議会各部会の活動概要について(報告)
 - (3) 関連情報の提供について(報告)
 - 琵琶湖森林づくり条例の改正および滋賀県水源森林地域保全条例の制定について

<配付資料>

- 資料1 滋賀県環境審議会委員名簿、配席表
 - 資料2 滋賀県環境審議会条例、滋賀県環境審議会議事運営要領
 - 資料3 1,4-ジオキサンに係る暫定排水基準のあり方について
 - 資料4 各部会の活動概要
 - 資料5 琵琶湖森林づくり条例の改正および滋賀県水源森林地域保全条例の制定について
- パンフレット「生まれ変わる琵琶湖博物館」
パンフレット「琵琶湖森林づくりガイド」

5 概要

(1) 1,4-ジオキサンに係る暫定排水基準のあり方について

会長：

まず、1つ目の議題です。本日付けで知事より当審議会に諮問がありました「1,4-ジオキサンに係る暫定排水基準のあり方について」です。

これについて、事務局より説明をお願いします。

事務局：

<資料3を用いて説明>

会長：

ただいま諮問のありました「1,4-ジオキサンに係る暫定排水基準のあり方について」ですが、お手もとにあります、滋賀県環境審議会議事運営要領第5条に定められておりますとおり、審議を水・土壌・大気部会に付議させていただきたいと存じます。

部会長、よろしく願いいたします。

(2) 環境審議会各部会の活動概要について

会長：

次に、議題2「環境審議会各部会の活動概要について」の報告でございます。事務局からなるべく簡潔に報告をお願いいたします。

事務局：

<資料4、パンフレットを用いて説明>

会長：

それでは委員の先生方、どの部会の活動内容からでも結構ですから、御質問がありましたらお願いします。

最初に私から1点質問いたします。25ページ「水・土壌・大気部会の活動概要」を拝見しますと、本日午後に部会が開催され、公共用水域の水質測定結果の報告があるとのことでした。

これに関連し、先ほど1,4-ジオキサンの暫定排水基準の諮問がありましたが、滋賀県下における公共用水域の1,4-ジオキサンの検出状況を報告してください。

事務局：

滋賀県内の公共用水域においては、2河川において検出が確認されている状況でござ

ざいます。ただし、環境基準をかなり下回る値での検出であったり、検出されなかったりという状況でございまして、特段、濃度変化が見られる、また非常に高濃度で検出されるという状況ではございません。

また、検出の原因につきましては、当該市の協力を得まして調査を行いました、特定には至っていないところでございます。

委員：

昨年度の環境企画部会にて、環境学習推進計画についての御説明があり、その際に、専門的な先生を委員に入れてはどうかという意見が出た記憶がございまして。本日の資料が、協議会がどのような感じで進んでいるのかであったり、どのようなメンバーでお話されているのかということが、もう少し詳しくわかるものであればよかったですと思います。

3月の部会にて、こういったことを話し合った記憶がありますが、先日開催された協議会では、その時のことが反映されているのでしょうか。

事務局：

環境学習推進協議会は昨年10月に設置をさせていただきまして、大学の学識経験者の方、学校で環境学習に携わっていただいている先生方、あるいは公民館等での地域活動の中で環境学習に携わっていただいている方であったりと、いろいろな方に参加をいただいております。御質問のありました専門の知識を持った方という点では、大学の先生にも参加いただいております。

今回は詳しい資料をつけておりませんが、6月に今年度初めてとなります環境学習推進協議会を開催いたしました。

そこでは、昨年の2回の議論の中でどのような御意見をいただいたかを整理して、環境学習にどのような課題があるのかを議論しました。例えば、教育現場の課題であるとか、親の世代あるいは先生の世代で経験が不足しているといったこと。また、指導者やリーダーの不足、情報の共有や周知をする仕組みの不足といった、いろいろな課題があることを御意見いただきました。

そして、今後どのような考え方に基づいて、計画をつくっていくかという基本的な考え方について、意見交換をさせていただいたものでございます。この議論の動向につきましては、環境企画部会に報告をさせていただいて、御議論をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員：

この環境審議会では、ひとつひとつの部会が環境について議論しているのですが、どこに向けてであるとか、横串を通した全体的な流れがわからないということ、確か部会の席で発言させていただいたと思います。

今回、皆様方で議論している中で、琵琶湖環境研究推進機構というものを作っていて、在来魚介類のにぎわい復活であるとか、暮らしと琵琶湖と環境との全てを通した動きをこれから探っていくということが、資料を見せていただいてわか

りました。

琵琶湖をきれいにするだけではなく、琵琶湖とともに暮らしていく、在来魚を私たちが生活の中で取り入れていく、そのために NPO といった方々と一緒になって、県も市町も一緒に活動していくということが、この資料では絵で表現していただいたりしてわかりやすくなっていると思います。

昨年と比べますと随分と具体的になってまいりましたし、私たちがどのように琵琶湖と向き合えばいいのかという一つの方向性を出していただけたという感想を持っております。

委員：

琵琶湖環境研究推進機構についてのお願いです。私もこの機構には非常に期待しております。個別の課題についてはこれまでも連携して取り組んでこられたと思うのですが、より総合的な課題を設定されたことは、非常にすばらしいし期待しております。

ただ、最終的にこの機構が提示する対応策については、ぜひとも部会のアクションプランに、きちんとつなげていただきたいと思います。けなしているわけではありませんが、滋賀県は計画はすばらしいのですが、具体性はどうかというところ少し悩ましいところがあると思います。ですので、具体のアクションプランを作って、各事業との関連を明確化するというところを、検討してほしいと思います。そうすることで、「このプランに基づいてこの事業が行われているんだ」ということが明確になって、評価もしやすいと思います。

もう 1 点ですが、琵琶湖環境の課題解決は、結局のところ流域管理ということになると思われます。滋賀県だけで完結するものではないと思いますので、ぜひとも広域連携を視野に入れて、対応策や計画を作っていただきたいと思います。そうすれば、絵に描いた餅ではなく、本当に生きた対策につながっていくのではないかと思います。

委員：

部会資料ごとに、データの時期のズレが大きいと感じます。漁獲量などのように平成 25 年、26 年の数値を用いているものもあれば、温室効果ガスは 2012 年の数値となっており、それ以降の数値が入っておりません。

各部会が、いつの時点のデータで、それをどう評価して、次の取組をどうするのか、ということを報告するのに、年度の違いがこんなにもあってよいのかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

事務局：

温室効果ガスの排出実態につきましては、今、御説明させていただきました 2012 年度が最新のデータとなっております。これは、国のデータが出た後に、本県の産業関連に基づきまして試算しているからで、今年度の春先に 2013 年度の国のデータが出ましたので、同年度の県のデータが出せますのは秋頃となります。2012 年度という古いデータになるのですが、それに基づいて試算をさせていただいたところで

ございます。

委員：

県でまとめた数値が国に行くわけではなくて、国が最終的な数値をまとめ、それが県に降りてくるといふ流れなのですか。人口動態などでは、数値が市町から県へ、県から国へ行き、最終集計が国でなされるのですが、この場合、県は国の確定値が出るまで状況を把握できないものなのではないでしょうか。

事務局：

温室効果ガスにつきましては、市町や県の数値の積み上げではなくて、国レベルで試算をされるものです。その結果から、県レベルで産業動態などから試算をするという形になりますので、国の数値が出てからでないといふ県の数値が出せないという状態になってしまいます。

会長：

指名申し上げて恐縮ですが、委員にて関連する情報をお持ちでしたら、御紹介いただけませんかでしょうか。

委員：

国レベルでは、国立環境研究所の地球環境研究センターというところが、一括して計算されているはずですが、そのデータを基にしたものが今配付されているわけですが、国の公表前に、滋賀県においていわゆる積み上げ方式で計算することは不可能ではありません。しかし、これはかなり大変な作業でありますし、国との整合性という問題も出てきますので、今現在はこうせざるを得ない状況になっていると感じております。

ただし、一般的な傾向として把握したいのであれば、滋賀県全体でのいわゆる積み上げ方式で計算することは可能であると思います。

会長：

私が口を挟むことではないかもしれませんが、参考値であっても、私たちが共有できる数値を出せるのであれば、事務局にて御配慮、御検討をお願いできればと思います。

委員：

先ほど事務局からマザーレイクフォーラムびわコミ会議に関する御説明をいただきましたが、完全に県の施策として、こういった活動を行っているというふうには聞こえてしまいました。びわコミ会議の活動は県の手を離れて、いろいろな実行委員会の方が担っている活動に移りつつある。そこがすばらしいと感じています。環境問題は一人一人が自分事として考えて行動していくことが大事だと思うので、このマザーレイクフォーラムの動きというのは、すごく注目できると思います。ですの

で、こういった場で説明いただくときに、ぜひそういった部分も強調していただくとうれしく思います。

委員：

37 ページ、自然環境部会の生物多様性しが戦略の内容について御質問させていただきます。第3章の「目標、計画期間および対象区域」に、長期目標として、「滋賀らしい自然と人とのかかわりのあり方を発展させる」と書かれていますが、具体的に滋賀らしいというのはどういうことを指しているのか教えていただきたい。例えば、京都や大阪と比べて滋賀らしいというのは、ここではどういうことを指しているのかを御説明いただければと思います。

事務局：

滋賀県にはいろいろな特徴がありますが、例えば、琵琶湖がございます。そして、生物多様性からもいろいろな恩恵を私ども被っております。例えば食材がそうです。鮎ずしを作るとき、滋賀県にいる鮎を用いて自然の発酵に任せておりますが、こういった点もやはり滋賀であるからでございます。

ごく一例ではありますが、私たちの身の回りにある滋賀らしさ、それを最大限に生かしていきたいと考えております。

委員：

私の部会のことですので一言。もう琵琶湖があるということに尽きると思います。

委員：

先ほど委員から御質問があった件に関して、私も少し気になっております。今回、生物多様性しが戦略ができたということで、環境教育の中でもこのテーマをきちんと取り上げていただきたいと思っているのですが、以前の環境企画部会にて委員から、生物多様性に関してもしっかりと知見を入れてはどうかといった御意見があったように記憶しております。それに対して、期間中であっても必要に応じて委員の追加ができるという御回答があったと思いますが、今回、新しい委員の選定などを行われたのかどうかお聞かせいただけたらと思います。

事務局：

昨年10月に設置をさせていただきましたが、委員の変更は基本的には行われておりません。ただ、野鳥センターで野鳥の関係に長く携わっていただいている方をはじめとしまして、生物多様性の観点で知識・経験が豊富な方もいらっしゃいますので、そのような方の御意見を取り入れていきたいと思っております。また、その他、いろいろな方からの御意見を伺いたいと考えております。

委員：

2点お伺いしたいと思います。

まず1点目、温暖化対策のことにつきまして。部会等で十分御検討いただいていると思いますが、2012年度のデータを見せさせていただきますと、産業や家庭などの部分については削減の努力や効果が出ているにもかかわらず、電力の関係でプラスになってしまっています。これは原発が止まっていることが要因だとわかるのですが、では電力の部分で温室効果ガスを削減するために、滋賀県としてどのようにお考えでしょうか。国としては、原発を再稼働させてベストミックスを、と言っていますが、知事は阻止原発ということを主張されておられますね。であれば、具体的に電力の部分でCO2を削減するために、県としてどのようにしていく考えをお持ちなのかということをお聞きしたいと思います。

もう1点、自然環境部会でツキノワグマについて検討させていただいたのですが、その後、三重県のほうで問題がおきておまして、クマの話ですので、滋賀県の中だけに住んでいるわけではなくて、三重県、岐阜県など広域で生活をしているわけです。その件で、滋賀県は三重県にどのような対応を求めるのかということ、どこかの新聞記者の方が聞いておられました、他県のことですのでコメントする立場ではないというお答えを県はされていたと思います。

それも一つの考え方ではあるのですが、やはり隣接する県で保護をおこなうにあたっては、やはり他府県と考え方というか意見をすり合わせる必要があるのではないかと思います。この点について県としてどのように考えておられるのかお聞かせ願えればと思います。

事務局：

1点目の温暖化対策につきましての御質問にお答えします。御指摘のように、特に産業の分野では省エネが進みまして、温室効果ガスの削減が非常にできておりますし、家庭や業務の分野でも進んでいるという実感がございます。ですが、電力の原単位、係数の問題だけで増えているのではなく、実際の生活環境においても増えているところもございます。

そういった中で、今後どうしていくのかということですが、滋賀県としましては、2年前に再生可能エネルギー戦略プランをつくりまして、特に再生可能エネルギーや関連産業の取組を加速化させていこうという考えでございます。

温暖化対策につきましては、再生可能エネルギーが増えていくことは後押しになりますので、そういった部分を増やしていきたいと思っておりますし、今後、省エネや節電といったものが定着していく形で、新しいエネルギー政策の中で進めていくということが望ましいと考えております。

事務局：

ツキノワグマに関しまして、隣接の府県ともう少し情報交換をすべきではないかというご意見でございますが、ツキノワグマにつきましては、例えば滋賀県は「保護計画」としており、これは希少種対策として行っております。一方、岐阜県においては、非常に頭数が多いため「管理計画」としております。また、三重県につきましては、「保護計画」も「管理計画」も存在しないという状況でございます。

そういった中で、各府県におきましてもクマに対するいろいろな事情、例えば放獣場所の問題であったり、住民感情であったり、そういった部分もございます。こういったことから、私どもが他府県の判断に口を挟む余地はないと考えております。

一方で、情報交換について、例えば「岐阜県ではこのような対応をしている」といったものにつきましては、学ぶべきところが多いのでぜひ進めていきたいと考えております。

委員：

昨年も総会に出席させていただきまして、自分の部会とは違ういろいろな活動を勉強させてもらいました。その結果、51 ページにありますオオバナミズキンバイに関する、今まで全然知らなかった情報をいただきました。

実際、私どもの雄琴温泉港というところがあるのですが、年を追うごとに水草の大変な繁殖が見られました。これはオオバナミズキンバイではないのかということをごちらで勉強させていただきまして、行政に問い合わせてみましたところ、やはりそうでした。そして、この資料の一番最後の行に書いてあります事業が、雄琴温泉港でモデルケースとして、去年実施されることになりました。

オオバナミズキンバイの問題は、多分、県民の皆さんも余り御存じではないと思います。しかし、実際に琵琶湖に毎日触れておられる方はすごくたくさんおられまして、この活動をされていたときに、いろいろな状況説明やオオバナミズキンバイとはどういうものか、どう扱ったらいいのかということをごちらで教えてもらいました。一方、教えていただいた事を私から一般の方々にお話しすると、皆さんかなり熱心に聞いていただきまして、増えることのない扱い方をそういう方々はしていただいております。

しかし、私が知らされる範囲は少ないので、県民の皆さんに一刻も早くこの状況は知ってもらいたいと思います。オオバナミズキンバイがきれいな花という誤解のないように、これはどう扱うべきか、これを見つけたらどうするべきかということをごちらで、もっとわかりやすく、何回もお知らせしたほうが良いのではないかと思います。

事務局：

県民の方々がお知りになっていないのではないかと話でございますけれども、まず、オオバナミズキンバイは琵琶湖の南湖に生息しております。そして、その対策といたしまして、琵琶湖外来水生植物対策協議会というものを設置しております。市町の方はもちろんのこと、地域で活動しておられるボランティア、NPO、それと漁業協同組合の方にも参加していただいております。そういった多方面から御参加いただいているのですが、今おっしゃっていただいた普及啓発の点で、私どもでも一定おこなっているのですが、今まで以上に普及啓発に努めさせていただきたいと考えております。

委員：

環境企画部会で申し上げたことがあるのですが、昔、滋賀県地域女性団体連合会は粉石けん運動をおこなっていました。そして、琵琶湖条例もできましたし、しばらくは皆さんに粉石けんを使っていたいておりましたが、前に、その話を県の方に申し上げたところ、最近は大手の企業が研究を進めておられて良い洗剤ができているので、もう大丈夫であるというような返事をいただいたことがございます。

石けん技術開発協会という団体からいろいろとお話を伺いますと、石けん類は80%が28日間で生分解するが、合成洗剤は半分ぐらいしか生分解しない。大手の企業が分解するとおっしゃっているという話ですが、合成洗剤には琵琶湖の湖底に沈む難分解性等のいろいろな化学物質が含まれるので、究極分解まで調べないといけないということを協会の方にお教えいただきました。

滋賀県でも、合成洗剤はもう大丈夫であるという姿勢をなくしていただければと思いますがいかがでしょうか。

事務局：

過去には琵琶湖の赤潮の発生に関連し、合成洗剤にはリンが含まれているということで、リンの含まれない粉石けんを使用するという運動が広がったわけでございます。現在では、生活排水は下水道処理が80%をかなり超えており、下水道や合併浄化槽といった処理系に入った上で排出されることになっております。粉石けんと洗剤がどれだけ分解されるかということは、先ほどおっしゃった石けん技術開発協会といったところにデータがあると思うのですが、今の処理系がしっかりした滋賀県において、具体的に石けんと洗剤の優位性につきまして、最新のデータを我々のほうで持ち合わせていないところでございます。

ただ、我々が今目指すべきところということで、新たな水質管理のあり方懇話会というものを立ち上げました。陸から入った炭素系の有機物が琵琶湖の魚の餌になっていないのではないのかということで、それを確認するために、TOCという新たな指標を導入するという研究を始めたところです。そういった研究の中で、陸域、つまり我々の暮らしに関わる部分がどういう影響を与えているのかということ、今後少しずつ積み重ねながら明らかにしていく必要があるのではないかと考えております。我々の暮らしで使う物質の影響について、きちんとデータで抑えておくというところまでできるかはわかりませんが、そういう認識でもって懇話会で議論し、新たな琵琶湖の生態系にふさわしい水質管理について研究してまいりたいと考えております。

今の御指摘などをどこまで踏まえられるかは、今ここでは即答しかねますが、そういった御意見をお聞きしたということで、これから懇話会にてしっかりと頑張っていきたいと思っております。

委員：

1点お願いをしておこうと思います。資料37ページの第4章に「行動計画」とあ

るのですが、私はこれが大変大事であると思います。今までも委員の方がおっしゃられたように、琵琶湖を守るということを県民だけがおこなっても、やはり限度があると思います。資料に記載のある「地域資源を活用し、地産地消を推進します」というものに関しても、広域連携や普及啓発がなくてはならないものだと思います。県民の理解も非常に大切であるとは思いますが、流域の人たちにもこのような琵琶湖の現状をお示しして、琵琶湖から河川流域に至るまで一緒に取り組めるようにしていけば、もう少し広がりが出るのではないかと考えています。

地産地消というと、どうしても県の中だけになるかと思うのですが、私自身いろいろと取り組みをしているのですが、その取り組みが一つ自立することは非常に難しいと思います。これからも続けていかないといけないと思っておりますけれども、そういったことも県民と県外との広域連携で、普及啓発を私たち、皆さん、県民、NPOと一緒に県の方もしていただけたら、この行動計画というものが少し広がっていくのではないかと考えています。

会長：

ありがとうございました。まだ議論は続きそうですが、もう1つ議題を残しておきますので、次へ進ませていただきます。

(3) 関連情報の提供について

会長：

3つ目の議題は、関連情報として、「琵琶湖森林づくり条例の改正および滋賀県水源森林地域保全条例の制定について」の御紹介です。よろしく申し上げます。

事務局および森林政策課：

<資料5、パンフレットを用いて説明>

会長：

ありがとうございました。以上で、本日予定しておりました議事3件を終わらせていただきます。

(以上)